

## 日本脳炎ワクチン接種について <1期初回・1期追加>

日本脳炎は、日本脳炎ウイルスの感染により発症する病気です。ヒトから直接感染するのではなく、ブタなどの体内で増えたウイルスが蚊によって運ばれ感染します。感染すると急性脳炎や髄膜炎を発症する場合があります。生後6か月以降、予防接種を受けることができます。

### 【接種間隔】

**1期初回** 6日以上の間隔をおいて2回

(標準的には、1回目から6日～28日以内に2回目を接種)

**1期追加** 1期初回の2回目から6か月以上(標準的には概ね1年)あけて接種

公費で接種できるのは生後90か月(7歳6か月)の前日までです。これを過ぎると任意接種となり、接種料金は自己負担となります。

### 【副反応について】

『予防接種とこどもの健康』をよく読んでから接種してください。

接種後2日以内に発熱や接種部位の発赤や腫れ・圧痛があることがあります。

### 【健康被害救済制度について】

予防接種法に基づく定期の予防接種による健康被害の救済制度です。

健康被害が予防接種と因果関係があると厚生労働大臣が認めた場合、

- ①医療費
- ②医療手当
- ③障害児養育年金
- ④障害年金
- ⑤死亡一時金
- ⑥葬祭料等の救済が受けられます。

### 【医療機関に予防接種に行くときの注意事項】

#### 《持ち物》

- ・ 接種券
- ・ 母子健康手帳
- ・ マイナ保険証または資格確認書と、こども医療費受給者証  
(接種料金は無料ですが、予診の結果具合が悪く受けられなかった場合の診療は保険診療となります。)
- ・ 委任状 ※保護者(親または後見人)が同伴しない場合

#### 《その他》

- ☆ 子どもの体調をよく知っている保護者が連れて行きましょう。
  - ☆ 予診票は、医療機関にありますのでその場で記入してください。
  - ☆ 体温は、接種前に医療機関ではかります。
- ◎ この予防接種は、接種後の間隔を空けずに、他の予防接種を受けることができます。
- ◎ 「医療機関一覧表」に掲載されている医療機関で受けることができます。一覧表以外で県内の医療機関にて接種を希望する場合は、事前に手続きが必要となりますので、母子健康手帳と接種券を持参の上、保健センターにお越しください。

